

業務委託仕様書

1 件名

川崎市アレルギー疾患患者等実態調査業務委託

2 目的

本市では、アレルギー疾患対策基本法（以下、「基本法」という。）に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」が改正されたことを契機とし、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進に向け、国との連携を図りつつ、地方公共団体が自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう、アレルギー疾患対策を推進することが明記された。

「川崎市アレルギー疾患対策推進方針（以下、「方針」という。）」を踏まえ、アレルギー疾患患者等の実態把握を行い、今後の本市における総合的なアレルギー疾患対策を進めるための情報とするため、必要な実態調査の設計及び実施等を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4 業務内容

（1）施策課題の整理

基本法における対象疾患である、「気管支ぜん息」、「アトピー性皮膚炎」、「アレルギー性鼻炎」、「アレルギー性結膜炎」、「花粉症」、「食物アレルギー」について、川崎市内の現状を把握し、施策課題への対応に資する情報を整理する。

具体的には、川崎市における現在のアレルギー疾患対策の実施状況と、方針に示されている今後の施策の方向性等から、市民を対象とした相談事業や情報提供等に関する施策課題を整理する。

（2）調査設計

（1）での整理を踏まえ、次のとおり調査対象者、調査方法、調査項目の検討を行う。

なお、本業務における調査実施ののちに定期的な実態調査を実施することも念頭に、調査対象者の選定方法や調査項目等を検討する。

ア 調査対象者

調査対象者は、本市在住者のうち、次の対象を満たすものとする。

- ① 0歳児の保護者
- ② 3歳児の保護者

- ③ 小学1年生の保護者
- ④ 中学1年生または2年生（1学年）
- ⑤ 成人（20歳から64歳まで）
- ⑥ 成人（65歳以上）

対象者数は、①～⑥それぞれで対象者2,000名程度を想定する（計12,000名程度）。

イ 調査方法

いずれの対象者についてもオンライン調査で回答を収集する。オンラインフォームの利用と、WEBアンケートの利用の2通りの方法をとる。

前述ア①～④の対象者については、委託者が作成するオンラインフォームを利用する想定とし、川崎市ウェブサイト上に回答フォームを設置する（ロゴフォームを利用）。

受託者は、前述ア①～④の対象者には紙面にて、回答フォームにアクセスできる二次元コードを示した調査案内文書を郵送配布する。

ウ 調査項目

（1）で整理した施策課題に適切に対応していくための必要な調査項目を検討する。調査項目には、基本法に定めるアレルギー疾患の診断有無、市民における医療機関の選定方法、アレルギー疾患に関する情報源や情報の認知度、不安なこと、要望等を含めること。

なお、設問数は、25問程度とすること。

（3） 調査票・配布物等の作成

（2）ウの調査項目について、全対象者に共通する質問、各対象者で個別に設定する質問を整理した上で、必要となる種類の調査票の質問項目を作成する。

前述ア①～④の調査対象者に配布する調査案内文書の原稿の作成を行う。また、調査の案内をする際に合わせてアレルギー対策に関する情報提供を実施することを検討し、情報資料の原稿を作成する。

調査案内文書と情報資料をA4用紙に両面印刷することを想定する。

（4） 調査の実施

前述ア①～④の調査対象者に対して（3）で作成した調査案内文書の郵送配布を行う。

また、対象者⑤・⑥に対するWEBアンケートの実施を行う。

なお、委託者にてア①～④の対象者を抽出し、郵送配布に必要な情報（郵便番号、住所、氏名等）、を受託者に提供する。

（5） 調査結果のとりまとめ

(2)、(3) 及び (4) で得られた結果を集計し、結果をとりまとめること。
なお、自由記述による回答がある場合には、対象者別に回答を一覧にして提出すること。

(6) 有識者からの意見聴取の実施

(2)、(3) の実施にあたって、有識者 2 名から意見を聴取する場면을 1 回 (2 時間程度) 設定する。開催にあたっての依頼、日程調整、謝金・交通費の支払いを行う。謝金は 1 時間あたり 20,000 円を想定する。

6 報告

(1) 書類の提出

ア 調査実施前に提出するもの

調査協力依頼文書等一式 (調査に使用するものの見本)

イ 調査実施後に提出するもの

調査協力依頼文書等一式に係る発送日や回答日等の履歴確認ができる書類

(2) 目標回収数

4 (2) ア①～④についての調査の回答件数は、当該対象件数全体の 30% 以上を目指すものとする。

調査の回答件数が、目標数に達しない時は、任意の様式により、目標を達成できない理由を詳細に記載した書面を委託者に提出すること。

7 納品物件

次の納品物を、指定の期日までに提出すること。

(1) 次の情報を納めた電子媒体 (CD-R 又は CD-RW) 2 部

ア 調査結果報告書 (本文は「Word」又は「PowerPoint」形式及び「PDF」形式、集計表は「Excel」及び「PDF」形式)

イ 調査結果報告書概要版 (「Word」又は「PowerPoint」形式及び「PDF」形式)

ウ 調査結果報告書及び調査結果報告書概要版に掲載した図・表 (「Excel」形式)

8 業務の処理

(1) 受託者は、本調査の実施に際して、仕様書に定める事項に疑義が生じた場合には、遅滞なく、委託者と協議し、対応を決定するものとする。

(2) 受託者は、本調査の実施に際して、仕様書に定められた事項に疑義が生じた場合には、独自の判断あるいは従前の例によることなく、委託者と協議し、対応を決定するものとする。

(3) 委託者は、受託者に仕様書に定める事項を逸脱する行為が認められた場合は、再

調査の実施を受託者に命じ、あるいは契約の解除等をなすことができるものとする。

- (4) 仕様書に特に定めのある場合を除き、本委託内容の履行（成果品の納入、後納料金等の費用を含む。）に必要な費用は全て受託者の負担とする。
- (5) 本調査の実施に係る責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 調査の設計、データの集計、調査結果の分析・報告書の作成等に当たっては、委託者と十分に調整を行うこと。

9 個人情報及びプライバシーの保護

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」によること。
- (2) 受託者は、業務従事者に対しても、個人情報及びプライバシーの保護について十分説明し、個人情報及びプライバシーの保護の重要性について万全の認識をさせること。
- (3) 本契約により知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。これは、本契約の履行が完了した後も同様とする。

10 信用失墜行為の禁止

受託者は、委託者の信用を傷付け又は職務全体の不名誉となるような行為が無いように、業務従事者への指導及び管理について責任を持って措置すること。

11 委託料の支出

- (1) 受託者は、本契約の全ての業務を完了したときは、速やかに委託業務完了届を委託者に提出すること。
- (2) 本契約の完了を委託者が認めた後、受託者は契約金額を請求することができる。
- (3) 委託料の支払いは、委託完了後の一括払いとする。

12 支給品

- (1) 対象者①～④への調査案内文書郵送配布に必要な情報（郵便番号、住所、氏名等）
- (2) インターネット回答フォーム用二次元コード
- (3) 回答情報データ（csv形式）
- (4) その他、施策に関する御案内等（同封する場合に限る）

13 その他

- (1) 本委託に必要な資材の費用は、委託者から支給するものを除き、受託者の負担とする。

- (2) 委託者から受託者に貸与した電子媒体 (CD-R 又は CD-RW)、資料等は、履行完了までに委託者に返納すること。
- (3) 委託者は、本委託業務に関して、必要があると認めるときは、受託者に対して、検査監督及び委託業務の実施に関し必要な事項を指示することとし、受託者はその指示に従うものとする。
- (4) 業務の遂行に当たって、重大な支障を来たし、又は来たすおそれのある事態が発生した場合は、速やかにその旨を委託者に報告し、その指示を受けるものとする。
- (5) 本仕様書の内容を変更する必要があるが生じた場合は、委託者と協議の上、変更することができるものとする。
- (6) 本仕様書に定める提出物等の提出後の利用に関する権利は、全て委託者に所属する。